

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件参照条文

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第百五十六条（略）

・（略）

国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならない。

（略）

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）（抄）

（環境省設置法の一部を改正する法律による改正後）

（地方環境事務所）

第十二条 環境省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置く。

2 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四条第四号から第六号まで、第八号から第十四号まで、第十六号から第二十一号まで及び第二十四号に掲げる事務を分掌する。

3 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 地方環境事務所の内部組織は、環境省令で定める。